平成２８年（フ）第１８２号
静岡県富士市富士岡172番地
債務者　紅林佐知子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市城辺字新城753番地１
債務者　植松　沙織
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第２６０号
茨城県水戸市三の丸３丁目３番15―304号
三の丸サンハイツ
債務者　若原　浩子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６８号
茨城県水戸市内原町1654番地の１　ラ・ポールⅠ202号
債務者　佐藤　清二（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
茨城県水戸市見和３丁目611番地の１　小川ハイツＤ棟201号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
群馬県みどり市笠懸町久宮115番地33　ハイツアバンテＣ103
債務者　坪山由美子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第７６号
群馬県桐生市広沢町４丁目2125番地の８
債務者　荻野　孝之
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１０８号
千葉県袖ケ浦市勝529番地
債務者　中森　茂和
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第６１号
三重県名張市夏見2292番地　夏見市営住宅第3317号
債務者　北原てるみ
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２３０号
滋賀県甲賀市水口町北泉１丁目73番地　ライフステージ北泉101
債務者　柚木　亜紀
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４６号
滋賀県野洲市野洲1399番地１、営業所所在地滋賀県守山市今宿３丁目７―39
債務者　お好み焼き鉄板焼きあちちこと　平野　賢一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２５号
広島市安芸区矢野東１丁目４番２―203号
債務者　松川　弘樹
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２号
山口県下関市赤間町３番41―503号　アサビル
債務者　大賀　典子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1777番地
債務者　飯田　直美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２９２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南25334番地
債務者　安田　美香
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江4517番地２
債務者　森　　智幸
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９０号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3477番地２
蔵元貸家３号
債務者　西村　和枝
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部